

Ⅱ 所得拡大促進税制の見直し

2017年9月15日実施

税理士法人はるか

平成29年度税制改正セミナー

【制度の概要】

大企業については法人税額の10%、中小企業者等で20%を上限に給与等支給額の増加額の10%の税額控除をみとめるもの

【従来の適用要件】

- ①給与等支給額の総額が基準年度である平成24年度に比べて一定割合(※)以上増加していること。
- ②給与等支給額の総額が前事業年度以上であること
- ③平均給与等支給額が前事業年度を上回ること。

※ここにいう一定割合とは、平成29年度について、大企業が5%、中小企業者等は3%をいう。

【改正点】

- ①上記要件③について、大企業のみ、平成28年度比の増加率が2%以上であることという要件が付された。
- ②大企業について、平成28年度からの増加額部分の税額控除を従来の10%から12%に引上。
- ③中小事業者等については従来の10%が維持されるものの平均給与等支給額平成28年度比の増加率が2%以上となった場合のみ同年度からの増額部分の税額控除を10%から22%に引き上げることとした。

改正点②のイメージ図
〈大企業の場合〉

